

# 法人名 山梨県信用保証協会

株式会社用

## 【法人の概要】

代表者名	小沼 省二		所管部(局)課	産業労働部商業振興金融課		
所在地	甲府市飯田2-2-1		電話番号	055-235-9708		
ホームページURL	<a href="http://www.yiso.or.jp/~shinpo/">http://www.yiso.or.jp/~shinpo/</a>		E-mailアドレス	shinpo-yamanashi@rondo.ocn.ne.jp		
資本金(基本財産)	10,419,258	千円	設立年月日	昭和24年5月28日		
主な出資者	出資順位	出資者名		出資額		出資比率
	1	山梨県		2,335,149	千円	22.4 %
	2	金融機関		2,352,987	千円	22.6 %
	3	市町村		226,340	千円	2.2 %
	4	業者・業者団体		7,344	千円	0.1 %
	5				千円	0.0 %
	6				千円	0.0 %
	7				千円	0.0 %
	8				千円	0.0 %
	9				千円	0.0 %
	その他	団体(者)			千円	0.0 %
設立の経緯等	信用保証協会法に基づき設立認可。 中小企業者等が、銀行その他の金融機関から貸付等を受ける場合、その貸付金等の債務を保証することを主たる業務とする。					

## 【主要事業の概要】

主な事業名	内容	事業費(単位:千円)		
		H22年度	H23年度	H24年度
事業1	信用保証 中小企業者が、金融機関からの借入れ、又は、社債を発行する際に負担する債務の保証。	85,854,195	63,426,789	53,072,531
金融円滑化法の施行期間が				
事業3				

## 【組織】

4月1日現在の人員	年度	平成23年度					平成24年度					平成25年度				
		プロパー職員	派遣・兼務	県職員	県OB	その他	プロパー職員	派遣・兼務	県職員	県OB	その他	プロパー職員	派遣・兼務	県職員	県OB	その他
役員	取締役(理事)(常勤)	3	1		2		3	1		2		3	1		2	
	取締役(理事)(非常勤)	12		1		11	12		1		11	12		1		11
	監査役(監事)(常勤)	1	1				1	1				1	1			
	監査役(監事)(非常勤)	1				1	1			1		1				1
	評議員	0					0					0				
計	17	2	1	2	12	17	2	1	2	12	17	2	1	2	12	
職員	管理職	12	12				10	10				11	11			
	一般職員	29	29				29	29				31	31			
	臨時職員	8			1	7	8			1	7	5				5
	非常勤職員	7				7	5				5	6				6
計	56	41	0	1	14	52	39	0	1	12	53	42	0	0	11	
プロパー職員の年齢構成(H25. 4. 1現在)	年齢	~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61歳以上	合計						平均年齢	平均年収	
	男性	0	9	7	8	12	0	36	役員		62	(千円)				
	女性	0	2	2	0	2	0	6	常勤			5,370				
	合計	0	11	9	8	11	0	42	職員		41	(千円)		5,738		

## 【経営の状況】

(単位:千円)

項 目		22年度	23年度	24年度	増減(24-23)
収 支 状 況	受託事業収入	0	0		0
	自主事業収入	2,104,917	2,093,493	1,956,109	△ 137,384
	補助金収入	267,863	257,248	254,457	△ 2,791
	運用益収入	176,331	212,993	226,215	13,222
	その他の経常収入	21,065	34,766	30,079	△ 4,687
	経常収入 計	2,570,176	2,598,500	2,466,860	△ 131,640
	人件費	391,164	379,248	371,125	△ 8,123
	その他の経常支出(費用)	1,027,284	1,004,668	1,063,704	59,036
	経常支出(費用) 計	1,418,448	1,383,916	1,434,829	50,913
	経常損益	1,151,728	1,214,584	1,032,031	△ 182,553
	特別利益(経常外収入)	7,092,935	5,409,351	5,220,922	△ 188,429
	特別損失(経常外支出)	8,214,550	5,493,705	5,163,982	△ 329,723
	法人税等	0	0	0	0
	当期損益	30,113	1,130,230	1,088,971	△ 41,259
前期繰越利益(損失)	0	0	0	0	
	0	0	0	0	
次期繰越利益(損失)	0	0	0	0	

項 目		22年度	23年度	24年度	増減(24-23)
財 務 状 況	流動資産	15,430,668	13,238,006	10,016,693	△ 3,221,313
	固定資産	212,384,052	207,496,660	191,842,810	△ 15,653,850
	資産 計	227,814,720	220,734,666	201,859,503	△ 18,875,163
	流動負債	5,700,407	5,098,770	4,468,610	△ 630,160
	うち短期借入金	0	0	0	0
	固定負債	212,484,113	205,011,187	185,697,742	△ 19,313,445
	うち長期借入金	11,389,216	9,420,006	5,631,903	△ 3,788,103
	負債 計	218,184,520	210,109,957	190,166,352	△ 19,943,605
	資本金	9,248,838	9,874,773	10,419,258	544,485
	資本剰余金	366,305	331,811	311,283	△ 20,528
	利益剰余金	15,057	418,125	962,610	544,485
資本 計	9,630,200	10,624,709	11,693,151	1,068,442	

(単位:千円)

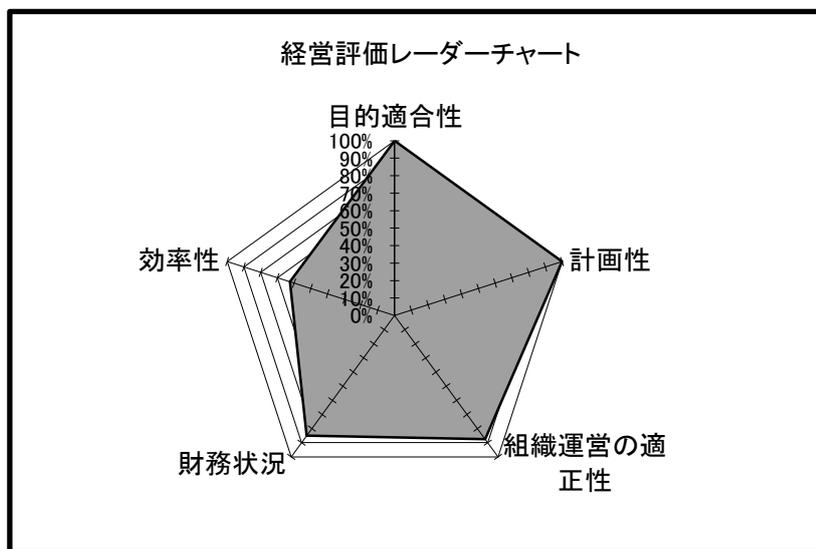
項 目		22年度	23年度	24年度	増減(24-23)
県 の 財 政 的 関 与 の 状 況	負担金	0	0	0	0
	人件費(派遣法)補助金	5,719	5,730	5,740	10
	人件費(派遣法以外)補助金	0	0	0	0
	人件費以外の補助金	0	0	0	0
	運営費補助金	5,719	5,730	5,740	10
	事業費補助金	61,526	91,569	85,450	△ 6,119
	補助金 計	67,245	97,299	91,190	△ 6,109
	人件費(派遣法)委託金	0	0	0	0
	人件費(派遣法以外)委託金	0	0	0	0
	人件費以外の委託金	0	0	0	0
	委託金 計	0	0	0	0
	県支出金 計	67,245	97,299	91,190	△ 6,109
	県の財政的関与の割合(%)	2.6	3.7	3.7	0
県貸付金残高	9,414,988	7,228,731	5,339,628	△ 1,889,103	
県債務負担実際残高	0	0	0	0	

## 【県の財政的関与の内容・目的・金額】

項目	内容・目的・金額
負担金	なし。
補助金 (運営費)	県職員OBの人件費を協会の保証業務にかかる経費として補助することにより、協会の運営の円滑化を図ることを目的とする。5,740千円。
補助金 (事業費)	損失補償(債務負担行為に同じ)55,244千円、保証料補助(金融の円滑化と中小企業者の負担軽減のため協会の保証料軽減分について助成)30,205千円。
委託金	なし。
債務負担行為	中小企業の金融の円滑化のため、山梨県信用保証協会が債務保証する小規模企業サポート融資等について損失を受けた場合、その損失の一部を補償。55,244千円。

【自己評価・評点集計】:(経営評価算出表により、法人自らが評価した結果を記入)

評価の視点	評価ポイント	評価項目数	満点	評点	得点率
目的適合性	出資法人が当初の設立目的あるいは公益目的と適合した業務を行っているかを問う視点	4	16	16	100.0%
計画性	出資法人が長期的ビジョンを持って計画的に事業運営に取り組んでいるかを問う視点	5	20	20	100.0%
組織運営の適正性	組織・人事・財務等の内部管理体制が適切に整備、運用され、かつ情報公開による透明性の確保が適切であるかを問う視点	4	16	14	87.5%
財務状況	出資法人の経営の安全性や収益性を問う視点	10	40	34	85.0%
効率性	出資法人の組織の管理運営上における人的・物的な経営資源が有効活用されているかを問う視点	8	32	20	62.5%
合計		31	124	104	83.9%



【警戒指標】

--

【出資法人の自己評価】:(各評価の視点毎に、法人自らによる分析・検証の結果及び対応策を記入)

目的適合性	「信用保証」を通じて中小企業の金融の円滑化に努めており、平成24年度において、11,214企業が協会の信用保証を利用しており、県内の中小企業総数に対する保証割合(保証利用企業者数/中小企業者)は30.6%となっている。また、国及び地方公共団体の政策保証を行っており、協会の目的は公益性からみても適合した業務を行っている。
計画性	中期事業計画(H21~23・24~26)及び経営改善計画(H21~24)の下、毎期、年度経営計画を策定し、その実現に努力している。更に、学識経験者、弁護士、公認会計士で構成する外部評価委員会を設置し、年度経営計画の実施状況について検証を行っている。
組織運営の適正性	ディスクロージャー誌、ホームページ等により事業状況及び財務状況について積極的に情報公開しており、コンプライアンス等の内部管理体制にも努めている。また、理事会も定期的に開催しており、常勤監事及び非常勤監事による監査も定例的に実施している。
財務状況	平成14年度から平成21年度まで8期連続して欠損となっていたが、経営改善計画進捗管理等の努力により、平成22年度から平成24年度は黒字となった。
効率性	業務費及び人件費等経費削減についても努めており、その効果は各々の減少値となって現れている。
総合的評価	各評価項目において、適正な運営が為されている。公共性と収益との狭間で財務状況に課題はあるものの、中小企業金融において当協会の存在意義は高く、引き続き県内経済に大きく貢献できるものとする。



対応策	平成21年度から収支差額の黒字化達成に向けて「経営改善計画」を策定し、平成22年度から平成24年度は黒字を計上することができたことから、引き続き、健全経営を維持できるよう努力していく。
-----	--

【法人担当部局の所見】：(法人所管部局による各評価の視点毎の分析、評価)

目的適合性	事業の必要性は、現在の社会経済情勢においても、法人設立時と比べて減じていない。また、公的な財政負担をしても実施すべき公益性が認められ、中小企業者の経営安定化を図るために十分な成果を上げている。
計画性	中期事業計画(H24～H26)における3か年の業務上の主要項目及び数値目標を基に、年度経営計画において、事業ごとに課題を抽出し、課題解決のための方策を掲げ、事業計画、収支計画を作成し、事業に取り組んでいる。
組織運営の適正性	事業運営上の重要な意思決定は、理事会の決議によりなされており、日常業務においては、業務規程が整備され、内部管理体制が図られている。また、監事監査が毎年実施され、その指摘事項に対して改善策を検討、実施されている。
財務状況	当期損益が3期連続の黒字を達成したが、金融円滑化法に伴う返済条件緩和に伴う代位弁済の減少等に負うところが大きいと見込まれる。代位弁済未然防止のため、保証先企業の期中管理・再生支援等の取組が必要である。
効率性	人件費その他の業務費用は横ばい若しくは減少傾向であり、経費削減が図られている。引き続き業務の合理化、効率化を推進するよう指導監督を行っていく。
総合的評価	県内経済の状況から代位弁済が高水準で推移し、求償権の自己償却が大きいことから収支の赤字が続いていたが、平成22～24年度は黒字を達成した。金融円滑化法の施行が終了した25年度以降も引き続き黒字が達成できるよう、良質保証の推進や経費削減、保証先企業の期中管理・再生支援等の取組について進捗管理を行っていく。

【総合評価】：(経営評価委員会、経営評価アドバイザーによる総合評価)

今後更なる改善、見直しを行うべき視点	目的適合性	計画性	組織運営の適正性	財務状況	効率性
総合的所見	A (75%～)	B (60%～75%)	C (50%～60%)	D (～50%)	
※ランク下の%は得点率の範囲	<p>・回収不能となった求償権償却費用等の影響により、赤字決算が続いていたが、平成22年度以降は黒字を計上している。</p> <p>・各経営指標は良好であるが、金融円滑化法による返済の猶予などにより代位弁済が減少していることや、資金需要が伸びないことから信用保証額が減少していることなど、今後の経営状況についても景況の先行きに影響される部分大きい。</p> <p>・平成24年度末をもって金融円滑化法が終了となったが、金融庁において引き続き可能な範囲での対応を各金融機関に求めている。現時点では代位弁済の増加傾向は見られないが、将来の代位弁済増加を見据え、保証先企業に対して十分な管理及び支援を行なっていく必要がある。</p>				



【総合所見等に対する今後の対応方針】

- ・金融円滑化法の施行期間が終了となったが、引き続き中小企業金融支援に努めるべく、以下の内容に取り組んでいく。
- ・金融機関や商工関係団体との連携強化、目利き能力・診断能力の向上、資金ニーズに対応した新制度の開発などにより、適正保証の推進に努めていく。
- ・金融機関や認定支援機関との連携による期中支援、中小企業者へのコンサルティング機能の発揮などにより、中小企業への経営支援に努めていく。
- ・回収環境の厳しさが増す中で、回収体制の充実、求償権消滅保証等を含めた支援の充実、サービサーとの連携などにより、効率的な回収に努めていく。
- ・その他、コンプライアンス態勢・リスク管理体制の徹底、組織の活性化と人材の育成、広報活動の充実などに努めていく。